

遺言信託を活用した遺贈寄附に関する協定の活用方針（案）

■用語の解説

・遺贈寄附

寄附の意思を持った個人が、遺言によって特定の団体等に寄附する意思を示し、個人の死後遺言書の内容に沿って寄附を行うこと。

・遺言信託

公正証書遺言の作成サポートから保管・執行までを行うサービスのこと。

■現状と課題

- ・本市職員が遺贈寄附について十分な知識を有しておらず、問い合わせがあった場合に適切な案内ができない恐れがある。
- ・高齢化が進展する中で、身寄りのない高齢者が増加し、遺言書等が整理されないまま亡くなられた場合の相続が問題となる恐れがある。

■対応策

- ・遺贈寄附を希望する方から問い合わせがあった際に、適切に遺言書を作成いただくことで後々のトラブルを避けられるよう、遺言信託商品を取り扱っている金融機関と連携する。
 - 連携先：滋賀銀行、関西みらい銀行（滋賀県との包括連携協定締結企業）
 - 主な連携事項
 - ①希望者を連携先金融機関へ案内する。
 - ②金融機関は、その希望者の相談に応じる。

■取り組み経過・今後の予定

令和5年7月 6日 滋賀県による遺贈寄附に係る説明会

令和6年3月15日 滋賀県による各市町に対する協定締結意向調査

→本市は締結の意向として回答済

令和6年6月19日 滋賀県(市町)・滋賀銀行、関西みらい銀行による協定締結式(予定)

■他市町の意向（令和6年3月の滋賀県調査時点）

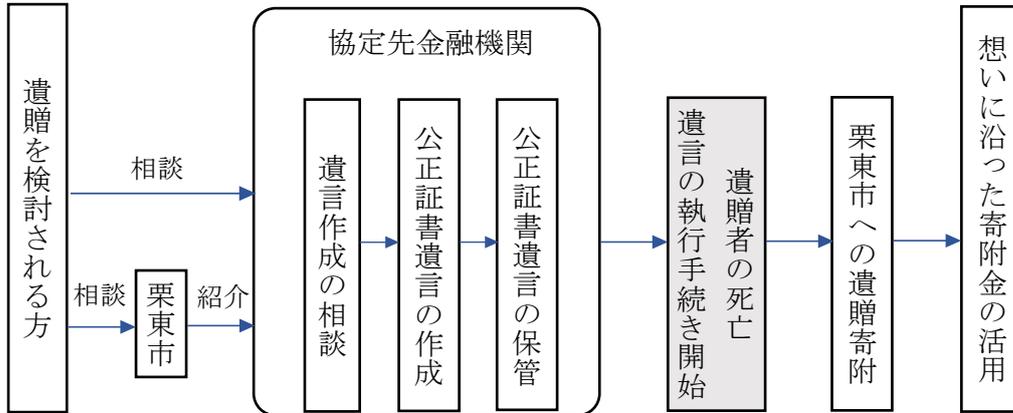
- ・締結の方向：大津市、守山市、湖南市、長浜市、米原市、豊郷町、甲良町、栗東市

（8市町）

■協定の枠組み

- ・協定は、滋賀県⇄滋賀銀行、滋賀県⇄関西みらい銀行でそれぞれ締結する。
- ・市町も同じタイミングで、市⇄各金融機関との間で締結する。

■協定に基づく運用



・寄附金の使途ごとの受領から活用の流れ

1、使途を限定した指定寄附金

①使途が単一課：使途の所管課にて受領・事業の実施

例 小学校の改修に使ってほしい

②使途が複数課：広報課で受領、寄附者の意向に沿った活用に向けて庁内調整

例 子どもの為に使ってほしい

2、使途を限定しない一般寄附金

：広報課で受領、一般財源として活用

※寄附額や受領のタイミングにより現年度での予算執行が困難な場合は、取り扱いについて財政課と協議を行う。

■遺贈寄附に対する本市のスタンス

・遺贈寄附については、寄附者の想いを大切にすることが重要であり、積極的な営業等を行わない。

遺言信託を活用した遺贈寄附に関する協定書（案）

栗東市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〔金融機関〕（以下「乙」という。）は、甲への遺贈寄附を希望する者（以下「丙」という。）に対して、甲が乙の提供する相続・遺言に関する相談、遺言書の保管および遺言の執行にかかる一連のサービス（以下「遺言信託業務等」という。）を紹介することに関し、以下のとおり合意し協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲への遺贈寄附を希望する丙に対し、乙が、保有する専門的知見を活用した助言等を行うことで、丙の意思が円滑に実現されることを目的とする。

（内容）

第2条 甲は、丙から甲への遺贈寄附の申し出があった場合であって、丙が乙から遺言信託業務等の提供を受けることを希望したときは、乙の設ける遺言信託等紹介窓口を無料で紹介する。

2 乙は、丙に対し、乙の取り扱う遺言信託業務等について誠意をもって説明し、その相談に応じる。ただし、相談に応じることが困難であると乙が判断した場合、乙は相談を辞退することができる。

3 丙が遺言信託業務等の利用を乙に申し出、乙がこれを承諾したときは、乙の定める手続により、丙と乙との間で契約締結、その他必要な手続を行う。

4 甲は、丙に対し、乙の遺言信託業務に係る契約の媒介や代理を行うことはできない。

5 甲は、乙に対し、丙の個人情報等を提供することはできない。ただし、事前に丙の同意を得た場合は、この限りでない。

6 甲を介することなく、丙から乙に遺言信託等を利用して甲への遺贈寄附を希望する旨の申し出があった場合にも、乙は同様の対応を行うものとする。

7 甲および乙は、本協定の取組の推進に必要な範囲で情報交換を行うこととする。

（守秘義務）

第3条 乙は、個人情報保護および守秘義務遵守のため、遺贈希望者に関する情報および遺贈希望者の遺言の内容を、正当な理由なく甲または業務提携先以外の第三者に開示し、または

漏えいしてはならない。

2 甲および乙は、この協定に基づく事業の実施を通じて知り得た秘密事項を、本協定の目的外に利用し、または第三者に開示し、もしくは漏えいしてはならない。ただし、事前に書面により承諾を得た場合は、この限りでない。

3 前項の規定は、本協定終了後も同様とする。

(報酬)

第4条 本協定において、甲乙とも相互に何らの報酬等も求めないものとする。

(協定内容の変更)

第5条 甲または乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から翌年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲または乙が書面により解消の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項または本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号
栗東市長 竹村 健

乙 ○○○○○ ○丁目○番○号
○○○○○銀行
○○○○ ○○ ○○